

事業番号	77
------	----

平成24年度事業評価シート（平成23年度事業の評価）

1. 事業の概要

事業名	子ども手当支給事業				担当課	子育て支援課
事業期間	開始年度	平成22年度 ~	終了予定年度	平成23年度	担当係	子育て支援係
総合計画	めざすまちの姿	2 ふれあいいあふれる、はつらつとしたまち				
	目標	⑤ 母と子を大切にする（児童福祉）				
	成果指標				中間目標 (H27)	最終目標 (H32)
予算区分	一般会計	3 款 民生費	2 項 児童福祉費	1 目 児童福祉総務費		
	細事業	子ども手当支給事業費				
位置づけ	関連計画					
	根拠法令	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法				
実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 市 ・ <input type="checkbox"/> 国 ・ <input type="checkbox"/> 県 ・ <input type="checkbox"/> その他					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 市が直接実施・運営 <input type="checkbox"/> 一部又は全部委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> その他（					
対象(誰のため)	<input type="checkbox"/> 全市民 <input checked="" type="checkbox"/> 特定の市民 <input type="checkbox"/> 特定の団体 <input type="checkbox"/> その他					
事業の目的 (何のため)	中学校修了までの子どもを養育している者に手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援する。					
内容(概要)	中学校修了までの子どもを養育している者に手当を支給する。 ○平成22年4月1日～平成23年9月30日 【支給額】 一律月額 13,000円 【その他】 所得制限なし。 ○平成23年10月1日～平成24年3月31日 【支給額】 3歳未満 月額15,000円 3歳以上(第1,2子) 月額10,000円 3歳以上(第3子以降) 月額15,000円 中学生 月額10,000円 【その他】 所得制限なし。					
これまでの改善・見直しの状況	○平成22年4月1日児童手当にかわり制度が施行された。 ○平成23年10月1日から平成24年3月31日までの特別措置法として制度改正があった。 ○平成24年4月1日子ども手当にかわり児童手当制度が施行。					

2. コスト

(単位:千円)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度事業費
事業費	予算	1,252,680	1,462,640	220,806	(内訳)
	決算	1,113,876	1,276,553	→	報酬 1,275
財源内訳	国庫支出金	873,723	986,764		旅費 36
	県支出金	119,897	144,396		需用費 287
	地方債				役務費 1,815
	その他				委託料 2,251
	一般財源	120,256	145,393		扶助費 1,270,889
職員人件費	13,510	11,997	937	人工	1.5 人

3. 事業の評価

事業の実施状況

活動指標	内容		平成22年度	平成23年度	平成24年度	達成率
	単位					
	回	目標	3	3	3	100%
		実績	3	3		
		目標				
		実績				
		目標				
		実績				

平成23度 活動内容	<p>○認定及び子ども手当の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年10月1日施行の平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により、今までのすべての受給者が申請が必要になり、全員新たに認定をした。 定例払い 年3回（6月 10月 2月） 随時払い 毎月10日 制度の周知（広報、通知、ホームページ） 					
課題・問題点 となった事項						
どう対処したか						
改善点					効果額 H24-H23 (千円)	

事業目的の 達成状況	概ね目的を達成している。					
※必要性 事業を廃止・休 止したときの影響	法に基づいて実施しており、廃止はできない。					
判定	A 継続	現行の内容で実施	事業主体	市		
判定理由	法に基づいて実施。					
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の遡及受付期限が平成24年9月30日までに延期されたため、未提出者に制度について周知する。 平成24年4月1日子ども手当にかわり児童手当制度が施行。対象者への新制度の内容等周知を徹底し、事務処理の適正化を図る。 					